

令和2年度事業計画

社会福祉法人

上野村社会福祉協議会

事業計画

I 基本方針

少子高齢化が進展する日本において総人口の減少が始まって約10年がたとうとしています。これらに起因する様々な社会問題を見聞きする機会が増えており、とりわけ社会保険制度の脆弱化は増々深刻化しており、社会福祉協議会もその動向に注視しているところです。

近年の上野村においては、総人口の減少が続く中で高齢独居・夫婦世帯の割合は高止まりしており、家族介護力や地域力の低下などから福祉サービスの需要は増加傾向にあります。また、認知症に起因する問題に関して社会的関心が高まっていますが、認知機能の低下した人とおなじ地域で共に暮らしていくためにどのように向き合い、何が必要なのかという議論が十分なされていないと感じます。

このような状況下で社会福祉協議会は「上野村における福祉の最初で最後の砦」として、何を果たすべきかを常に考え、行動を通じて村民の皆様と喜びを共有し、幸せを数多く感じることが出来る地域づくりを目指します。

社会福祉協議会では現在、令和7年までに整えなければならない「地域包括ケアシステム」を導入がはじまり、その一環として「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施しております。また、介護保険で補えない部分においては、現在実施している「ほっとサポート事業」や「べんりサポート事業」で補い、村民の皆様が健康で長く上野村で生活することに寄与できればと考えています。

また、「地域包括ケアシステム」の構想の「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを求められるようになりました。今後は高齢者だけでなく、子供や障がい者を含めたサービスを実施するようにしていき、いずれは対象者すべてを含めたサービスを展開することを視野に入れて展開する必要があると考えております。

上野村の充実した福祉の実現に向けて課題は多くあります。職員の一人在りが日ごろから自己研磨に努め、村民の皆様から信頼を得ることによって実現できると確信しております。上野村のために役職員一丸となつてつとめて参ります。

Ⅱ 重点目標

1. 職員の意識改革

(1) 職員の挨拶の徹底

社協職員としてのモラルの徹底のため、職員間はもとより地域住民や利用者等への挨拶を徹底し、よりよいコミュニケーションづくりにつとめます。

(2) 職員（関係者）会議の推進

利用者本位のサービスの提供や家族からの要望に応えるため、職員（関係者）会議を実施し、利用者及び介護者に必要なサービスを常に考え、様々な職員から意見を取り入れて質のよいサービスの提供につとめます。

(3) 職員の資質の向上

利用者に質の高いサービスを提供するため、技術研修及び先進地の視察等を行い職員の資質の向上につとめます。

(4) 事業の拡大

社会福祉協議会の目的達成のため、現状、老人福祉事業しか実施していないため、今後においては、障害者福祉や児童福祉の事業の実施にもつとめます。

(5) 受託事業の拡大

地域住民の要望に応えるため、行政からの受託事業を拡大し、社会福祉協議会で実施すべき事業から積極的に受託します。

(6) 住民参加による地域福祉事業の実施

介護保険の制度改正により総合事業サービスが始まるため、住民参加型の地域福祉事業を実施する。そのため、地域住民と共に地域住民にとって必要な事業の実施につとめます。

(7) 安全運転の実施

近年、運転者の不注意による交通事故やあおり運転が増加傾向にあります。職員一人一人に社協職員である意識を持たせ、安全運転に勤めます。

(8) その他

社会福祉協議会で必要と思われる事業を職員全体で常に考え、行政と連携して事業の実施につとめます。

2. 社協役員の意識改革

(1) 理事

理事は「法人の業務を執行し、その法人を代表して権利を行使する機関」とされています。県で行う研修会等に積極的に参加することにより理事としての意識の向上につとめていただきたいと思います。

(2) 監事

監事は「法人の財産の状況と理事の業務執行の状況を監査する機関」とされています。県の指導監査要領等により、徹底した監査が必要となることがあるため、監事としての意識を高めていただくようつとめていただきます。

(3) 評議員

評議員は「業務執行機関に対する諮問機関あるいはチェック機関」で法人の業務を公正に行うための重要な役目です。理事と同様、県で行う研修会等に積極的に参加していただき評議員としての意識の向上につとめていただきます。

(4) 理事会・評議員会

理事会・評議員会をより活性化するため、予算関係書類や決算関係書類等をわかりやすいものとし、理事・評議員の皆様よりご意見やご質問をいただける会議としていきます。

3. 事業目的

(1) 居宅支援事業

介護保険法令の趣旨に従って利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

(2) 訪問介護事業

介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他生活全般にわたる援助を支援することを目的とする。

(3) 通所介護事業

介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の生活機能の維持又は向上ができるよう、サービスを提供する。

(4) 認知症対応型共同生活介護事業

認知症の状態にある要介護者等を、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の援助及び日常生活動作訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう支援する。

(5) 生活福祉センター

65歳以上の単身・夫婦世帯の入居者及び障害をもつ入居者が安心して健康で明るい生活を送れるように、住居と様々なサービスを提供します。安否確認、生活相談、緊急時の対応、各所への情報共有を基本サービスとし、その他の必要な支援については、配食サービスや、介護保険サービス、ほっとサポートなどで補い、入居者ができるだけ長く自立した生活を送れるよう支援します。

(6) 配食サービス

在宅の一人暮らし高齢者等に食関連サービスに係る調査・利用調整及び配食サービスを行うことにより、食生活の改善及び健康増進を図り、在宅での自立を支援することを目的とする。

(7) 障がい者地域活動センター

在宅の身体・知的・精神障がい者等に対して作業訓練の場所を提供することにより、就労意欲の向上と社会生活適応能力の回復を図り、もって社会復帰の促進に寄与することを目的とする。

(8) ほっとサポート事業

上野村に居住する65歳以上の一人暮らし、二人暮らし 高齢者及び同居する家族のいる高齢者で、日常生活の支援及び援助をすることによって、介護度の進行及び要介護状態にならないように予防することさらに突発的な出来事により、介護者が介護できなくなった場合に介護福祉施設及び生活福祉センターを活用したショートステイ等を行い、介護者の負担軽減を図ることを目的とする。

(9) 上野村べんりサポート事業

上野村においては介護を必要とする方や子供に対するサービスは充実している一方、介護を必要とはしていないが在宅生活を続けたいと願う高齢者やシングルペアレント・産前産後の女性など、生活に不便を感じる方がまだまだ多くいる。その方々を手助けするため専門職員を派遣し、日々の生活を援助する事業です。

4. 事業への取組

(1) 居宅支援事業

住み慣れた上野村で生活が続けられるように支援していきます。

日常生活で困っている方の情報や相談を受け、必要なサービスが受けられるように説明や手続きなどの支援に努めます。

サービス利用されている方へ、意向や状況を把握するために訪問や面談をし、内容によって、日常動作や生活環境、サービス内容などでの不自由になっている点の確認・助言を行い関係事業所への情報提供及び検討、場合によっては訪問に同行していただき、速やかなサービス内容の見直しや調整に努めます。

関係各所との会議へ参加し、情報交換や連携に努め、早期対応を行います。また、各種研修や講習会に参加し、介護支援専門員としての知識や質の向上に努めていきます。

令和2年度は今までの業務に加え、グループホームひだまりの入居者18名のケアマネジメント業務を行います。

多くの方の支援をさせていただき、今まで以上の満足できるサービス利用をしていただけるように努めていきます。

(2) 訪問介護事業

訪問利用者数は施設入所等により減少傾向にあるのが現状です。

現在訪問の介護の他、ほっとサポート事業で村内の一人・二人暮らしの高齢者宅の訪問をし、安否確認や現状の把握を行っており、異変等があった際はいち早く対応できるようにしています。村民の話や意見を聞き村民のニーズを把握し、関係各所に連絡して少しでも長く在宅で安心して生活を送れるようその人に合ったより良いサービスを提供できるようにしております。

また、上野村では障がい者向けのサービスが少ないため、訪問介護事業では障がい者の買い物や服薬確認など行っており、障がい者の特性を理解して、個々に合った支援の検討と提供を心掛けて行っています。

令和2年度は孤独死防止訪問やべんりサポート事業を通じて、村民の方々が安心して少しでも長く上野村で生活が続けられるよう柔軟な対応を行い、支援していきます。

(3) 通所介護事業

ご利用者様やご家族が安心して在宅生活を送れるようなサービスを行っていきます。

令和2年度に関しましては、健康寿命の延伸の成果もあり、年々利用

者の年齢層が高くなってきていますが、元気な方が多いため一人一人に合った支援をし、在宅生活が続けられるように援助します。また、高齢者世帯が増えたため老々介護が多くなりました。そのため、介護を受ける本人だけではなく介護をする側のことも考えていく必要が出てまいりました。これからは利用者のことはもちろん家族のストレスや負担軽減に寄与できるようにしていきます。

総合事業の方へは、ご利用者様個人の能力に合った訓練などの支援を充実させ、心身機能の維持・向上を図ります。また、一人暮らしの方には孤独感の解消などを図れるよう利用状況とサービスを考えて提供していきます。

職員一人一人が努力し、利用者が少しでも楽しくデイサービスで過ごしていただけるよう努力していきます。

(4) 認知症対応型共同生活介護事業

認知症の方が家庭的な雰囲気の中、共同生活が送れるように365日24時間体制で介護や支援をしていきます。

現在の入居者は18名で満床となっており、入居待機者が12名いる状態です。今年度もほっとサポート事業を利用した緊急時のショートステイについては、予備の部屋等を利用して行っています。

現在入居者18名の内、半数にあたる9名が90歳以上となっており、5名が95歳以上と高齢の方が多くなっています。認知症状もさまざまであり、心身の状態にあった個別のプランを作成して対応しております。

在宅サービス利用者のや地域方々との交流を図ります。

令和2年度は入居者が多様化してきたこともあり、長く元気に楽しみをもって生活していただけるよう、新たに畑づくりや料理、手芸等本人の望むサービスを行っていきます。また、べんりサポート事業など他の社協事業にも取り組んでいきます。

(5) 生活福祉センター

入居者の皆様が安心して健康で明るい生活を送れるよう、住居を含めた生活の場と様々なサービスを提供します。

入居者全員へ提供する基本的なサービスは、安否確認、生活相談、健康相談、緊急時の対応です。安否確認は職員による日中の訪問と宿直者による夜間の訪問が行われます。入居者の皆様との信頼関係を第一とし、職員の存在そのものが入居者の安心につながるような関係づくりを目指します。

令和2年度は、より一人ひとりの個性に合わせた対応ができるよう、生活福祉センター内の個別援助計画の整備を行い、各関係部署との情報共有・連携強化に努めます。また、入居者どうしの繋がりを大切にし、毎日の体操や定期的なレクリエーション等を通じて孤独感の緩和を図ります。みんなのカフェ等の行事についても積極的に情報提供を行い、交流の促進に努めます。

また、生活福祉センター増設に伴う入居者数の増加や、入居者の状態の変化に伴う必要なサービスの変更に柔軟に対応できるよう体制を整備します。

(6) 配食サービス

一人暮らし二人暮らしの高齢者や日中一人になる高齢者に対して、健康や栄養面の援助を行います。また、配達時には利用者一人一人に声掛けを行い、手渡しで渡すことにより、利用者の安否の確認を行い、体調の変化の確認を行います。そのときに体調不良や緊急の場合、関係各所や専門機関に連絡することで素早い対応ができるようにし、緊急時にはすぐに対応できるように努めます

食べやすい食材選びや工夫をし、季節に合った行事食などを取り入れ、利用者に食事に関心を持っていただき、毎日の食事を楽しみにしていただけるように努めます。

関係機関との連携を密にし、利用の必要性がある方の情報を集め、利用していただけるように説明し、対応していくように努めます。

(7) 障がい者地域活動センター

令和2年度は徐々にではありますが軽作業や地域交流が増え続けているので、ご利用者様や職員へ過度に負担をかけずに、引き続き活発な活動を続けていくための体制づくりに努めていきたいと考えています。具体的には、適性を細やかに分析したケアマネジメントからご利用者様に適合したメニューを提供すること、専門職の関与を増やしてケアマネジメントのレベルを上げることに注力していきます。

近年の障がい者に関する国の施策の動向として、障がい者の親亡き後を見据えて様々な支援を切れ目なく提供できる体制を構築することに重点が置かれていることから、当センターに於いても、国の施策の動向に注視しつつ役場保健福祉課の協力を得ながら時代に沿った運営を図っていきます。

(8) ほっとサポート事業

生活支援体制整備事業の一環として上野村内で一人でも多く従来の在宅生活を続けていただけるように、買い物同行援助や送迎付添支援などを行っていきます。

令和2年度は、福祉的サービスを利用していない高齢者の中で生活に困難している方をいち早く発見し、在宅生活を継続できるよう援助します。また、介護保険が必要な場合は速やかに関係機関に連絡し、サービスにいち早く繋げるようにします。

今後は高齢者福祉だけではなく、障がい者福祉の充実も図り、在宅生活の継続ができるように支援をしていきます。

(9) 上野村べんりサポート事業

上野村において介護は必要ではないが在宅生活を続けたいと願う高齢者やシングルペアレント・出産前後の女性など、生活に不便を感じる方がまだまだ多くいます。その方々が上野村で安心して長く生活できるように専門職員を派遣し、日々の生活を援助していきます。

令和2年度は、今年度の成果をもとに利用者の拡大を行っていきます。また、村民の方々に求められるサービスがあれば十分な検討を行い、必要ならば取り入れ、より満足していただけるサービスへと発展させていきます。

5. 広報啓発活動

社協事業に対する理解と認識を高め、村民の福祉活動の参加を促進するため、ひき続き上野村広報「広報うえの」に社会福祉協議会の情報を掲載していきます。

6. 募金活動への協力

助け合いの精神と福祉への参加を呼び掛け、共同募金運動に積極的に協力します。

7. 人材の育成

職員の職務遂行能力や役割の重要度、能力の把握等を適正に行うだけでなく、組織の活性化のため、他の部署でも問題なく業務が行えるように部署の移動などを定期的に行い、個人個人の能力の向上を目指します。

8. 地域福祉事業への取り組み

現在行われている友愛訪問やサロンのほかに、各地区の自助・互助の重要性が増しています。また、それだけでは手が届かない部分も出て来るため、ほっとサポート事業やべんりサポート事業を通して介護度の進行及び要介護状態にならないように予防し、在宅で自分らしい生活をしていけるように支援していきます。また、他者との交流が少ない高齢者へは積極的に訪問し上野村内の孤独死を少しでも防げるように努めます。

9. 保健・医療・福祉・社協の連携

今後、益々村の福祉の発展、向上及び充実の為、今まで以上に保健・医療・福祉、社協及び福祉関係者等の連携が不可欠です。引き続きこの連携を保ちながら、社会福祉協議会が地域住民及び利用者本位の要望に沿った「サービス提供事業者」や「セーフティーネットの担い手」として成り立つような基盤を整備、確立するための助言、協力等を得て行きます。

10. 災害時の対応

上野村内にて発生する可能性のある様々な災害を想定し、職員の行動などを事前に準備します。

災害などの発生時には村民の避難誘導や介護の必要な方の受け入れを積極的に行うと共に、被災者や被災地域住民に必要な援助を行います。また、避難者への食事提供や毛布等の提供を行います。

11. その他

社会福祉協議会の取り組みを地域住民に知っていただくため、各地域に出向き「地域福祉活動」を行う。